

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行います。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商 号	株式会社ハローG
代表者氏名	代表取締役社長 芝崎 豪
本店所在地	静岡県焼津市石津中町 17-12
停 止 期 間	1 か月

3 入札参加停止の理由

株式会社ハローGの代表取締役は、令和6年4月、富士市でプロパンガスの訪問販売を行う際、申込時に法定事項が記載されていない不備のある書面を交付し、売買契約解除（クーリングオフ）に関する説明を故意にしなかったほか、契約書を交付しなかったとして、令和7年2月5日に特定商取引法違反の容疑で逮捕された。

4 停止期間の始期及び終期

令和7年2月18日から令和7年3月17日まで

（参考）静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
（略）業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上9 か月以内